NPO法人
ゆいネット北海道
会報　Vol.11

ご 挨 拶

令和5（2023）年ほど、男性に対する性加害がクローズアップされた年はなかったように思います。大手芸能事務所の創始者による、子どもや若者に対する性加害は、長期間放置され、隠蔽されて、より多くの被害者を生み出すこととなっていました。勇気ある被害者が声をあげ、ようやく被害が顕在化したというのに、今度はその被害者に対するバッシングが繰り返され、ついには被害者の自死という取り返しのつかない結果に至ってしまいました。

この痛ましい事件から、私たちは何を学ぶべきでしょうか。
男性も性被害に遭うという、当たり前の事実を直視すること。
男性の性被害を軽視するような、ジェンダーバイアスを打破すること。
そして、権力者の性加害を見過ごしてはいけないという、社会正義を取り戻すこと。
私たちは、ようやくその一歩を踏み出したところなのかもしれません。

刑法の性犯罪規定は、平成29（2017）年の改正で、従来「強姦罪」と言われていたものを「強制性交等罪」と変更し、はじめて被害者に男性を含めることにしました。令和5（2023）年改正では、これをより実態に合わせて、「不同意性交罪」と改正しました。
法律も、少しずつではありますが、被害実態に合わせて変わってきています。

性暴力被害者支援センター北海道SACRACH（さくらこ）でも、ホームページのジェンダーニュートラル化を図ったり、相談員に対する男性・LGBTQの被害に関する研修を実施したり、産婦人科以外の協力病院を拡充したりしながら、男性や性的マイノリティの方にも相談しやすい環境を整えてきました。どのような性別、どのような立場であっても、私たちは被害に遭われた方に寄り添い、多機関と連携を図りながら、今後も一層支援に尽くしたいと思います。どうぞ気兼ねなくご相談ください。

令和6（2024）年1月

特定非営利活動法人ゆいネット北海道
理事長　須田　布美子

性暴力被害者支援センター北海道
SACRACH
さくらこ

ひとりで抱えこまないで。あなたはなにも、悪くないんだよ。話そう。これからの人生のために。

✿電話＃8891（携帯電話から通話料無料）
NTTひかり電話からは0120-889177
✿メールでのご相談
sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp
✿LINEでのご相談
soudan@sacrach

●SACRACH相談実績　2012年10月1日～2023年12月28日

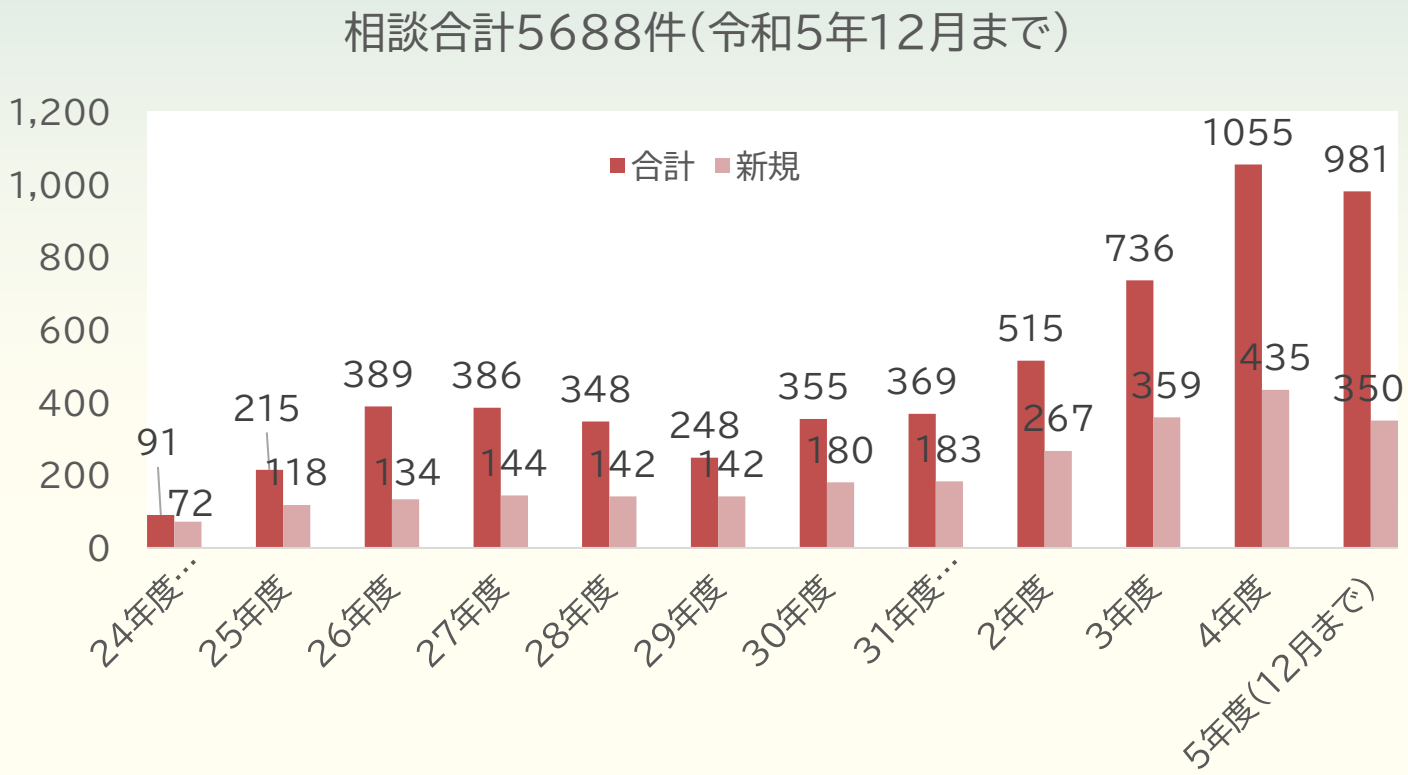

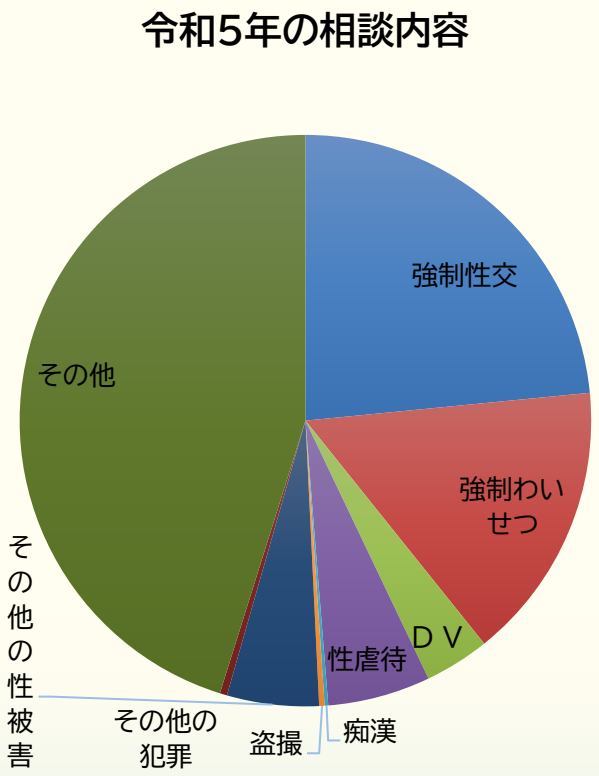

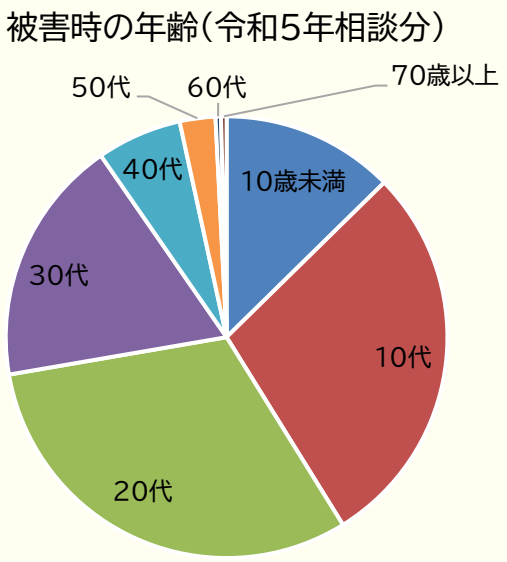

- 相談方法としてもっとも多いのは電話で、夜間・休日のコールセンターにつながっている電話を含めると、7割近くになります。LINEやメールでの相談も、年々増えてきています。
- 被害時の年齢は「不明」を除いてグラフ化しています。これは被害時の年齢であって、相談時の年齢ではありません。10歳未満で被害に遭う人も、70歳以上で被害に遭う人もいます。

2023年度　性暴力被害者診療支援看護職（SANET）養成講座

SANET（サネット）：Sexual Assault Nurse Evidence Taker

開催日：2023年7月8・9日 9月9・10日 11月11・12日（全6日間）
開催場所：札幌医療リハビリ専門学校及び札幌医科大学

プログラムはこちらからご覧いただけます→

今年度も対面講義とオンライン講義の併用で実施しました。

今回は、「男性及びLGBTQ＋の性暴力被害者支援～ジェンダーの視点から」と題し、つじゆうさく氏（性暴力ワンストップセンター相談員）の講義・ロールプレイもありました。大手芸能事務所創始者による性加害問題をきっかけに広く知られるようになった男性の被害ですが、講師より、男性及びLGBTQ＋の被害者数の多さ、直面する問題、被害の影響、LGBTQ＋のDV・性暴力の被害率の高さやその原因等についてお話がありました。特に、女性の被害者とは異なり、女性以外の被害者のアイデンティティへ及ぼす影響の大きさについてジェンダーの視点からの説明は大変わかりやすく、有意義なものでした。

また、受講生から、ロールプレイを通じて、支援や選択肢をしっかり学びたい、女性以外の被害者について考えられ貴重で有意義であった、シナリオ作りに際し、グループでディスカッションしたことで新たな発見、気づきがあった、男性被害者ならではの視点への気づきがあったなどの意見、感想がありました。

受講生の皆様には、今後、ご自身の専門分野の自己研鑽と共に、さらに視野を広げ、幅広い支援の充実を期待しております。

なお、本養成講座は、CLoCMiP　レベルⅢアドバンス助産師の認定講座となっています。

（さくらこ運営委員　日笠倫子）

どう変わったの？性犯罪に関する刑法等の改正

理事　八 代 眞由美

刑法の性犯罪規定の前回の改正は、平成29（2017）年6月16日に行われ（同年7月13日施行）、「強姦罪」（177条）が「強制性交等罪」に罪名が変更され、肛門性交や口腔性交も含めて「性交等」として処罰の対象とされ、法定刑も3年以上から5年以上の有期懲役に重くなったことや強制わいせつ罪・強制性交等罪に告訴が不要になったことなど、厳罰化に向けて改正されました。しかし、この改正にはまだまだ課題が積み残され、その後も性犯罪の処罰の本質は、被害者が同意していないにもかかわらず性的行為を行うことにあるという視点をどのように条文化するかの検討が重ねられ、令和5（2023）年6月16日の改正（同年7月13日施行）に至りました。今回の主な改正は、次のとおりです。

1. 強制わいせつ罪、強制性交等罪の罪名・要件の改正

強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪が「不同意わいせつ罪」（刑法176条）に、強制性交等罪・準強制性交等罪が「不同意性交等罪」（同法177条）に、それぞれ罪名が改正され、「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はそのような状態にあることに乗じて」わいせつな行為や性交等（陰茎以外の身体の一部や物を挿入する行為を含む）を行ったことが処罰要件になりました。

その要件も明確化され、①暴行・脅迫、②心身の障害、③アルコール又は薬物、④睡眠その他の意識が明瞭でない状態、⑤同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと、⑥予想と異なる事態に直面して恐怖させ、又は驚愕させること、⑦虐待に起因する心理的反応、⑧経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益の憂慮が具体的に挙げられています。この規定により、同意していない性的行為について犯罪の成立が大幅に認定されることが期待されます。

2. 性交同意年齢の引上げ

旧法では13歳が性交同意年齢とされていましたが、改正後は、16歳未満の者に対して性交等・わいせつな行為をした者は、上記の要件を満たすことがなくても処罰されることになりました（刑法177条3項、178条3項）。そして、被害者が13歳以上16歳未満の場合、5歳以上年上の相手方が処罰されることが定められました。但し、年齢差が5歳未満であっても、対等な関係でない場合には処罰の対象となる可能性があります。

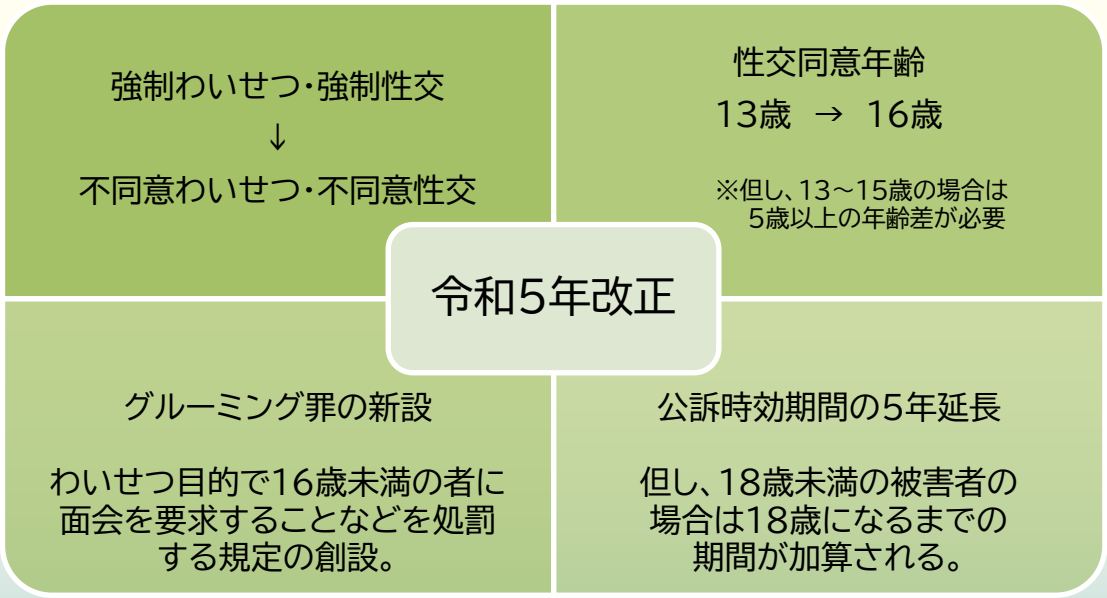

3．16歳未満の者に対する面会要求等の罪（いわゆるグルーミング罪）の新設
わいせつの目的で、16歳未満の者に、威迫、偽計又は誘惑や拒まれたのに反復したり、金銭等の利益を与えたり約束して面会を要求したり、面会したり、性的な姿態の映像の送信を要求した場合に処罰されることになりました（刑法182条）。

4．公訴時効期間の延長
公訴時効とは、犯罪が終わったときから一定期間を過ぎると犯人を処罰できなくなるという制度ですが、その公訴時効が5年延長され、例えば、不同意わいせつ致傷罪・不同意性交等致傷罪は20年に、不同意性交等罪は15年に、不意同意わいせつ罪は12年になりました（刑事訴訟法250条3項）。但し、被害者が18歳未満である場合、18歳に達する日までの期間を加算されることになります。例えば、12歳の子が不同意性交等罪の被害者だった場合、18歳に達してから15年後の33歳で公訴時効が成立することになります。

今回の改正でようやく私たちが望む法律に一歩近づきましたが、この改正法が実際の裁判や捜査実務でどのように適用されていくのかを注視していく必要があります。

緊急避妊薬（アフターピル）の薬局試験販売について思うこと

副理事長　長島　香

令和5（2023）年11月28日から医師の処方箋なしで緊急避妊薬を薬局で販売する調査研究が始まるというニュースを聞いた時に「やっと先進国並みになるのだ」と思いました。しかしその内容を知ると「入手までのハードルが高い、今さら何故そんなに慎重になるの？」という気持ちになりました。そして相変わらず女性の人権が大切にされていないように思いました。緊急避妊薬はすでに世界90カ国以上の国で処方箋が必要なく薬局で販売されているものです。

【現状の問題点】

① 広い北海道で対応薬局は3店舗のみ
旭川市内の3つの薬局で販売しています。個室などのプライバシー保護できる環境が必要、ということは色々事情を聞くことが想像されます。購入者は書類に住所・氏名を記載する必要があるなど一般に販売されている薬とは違う扱いになります。

② 年齢制限あり
購入できるのは調査研究に同意した16歳以上の女性で18歳未満は保護者の同伴と同意が必要です。私は高校生が緊急避妊薬を保護者同伴で希望して来院したことを見たことがありません。

③ 費用が7千円から9千円と高価
私の勤務する病院でも1万円ほどの価格です。海外では6千円以下でより安価に入手できます。そして対象者によっては無償で提供されます。勤務病院では費用の安い中用量ピルを2回内服する緊急避妊法を選ぶ人がいます。とりわけ高校生においてその傾向があります。この調査をすることで価格を下げようという結果になるのだろうかと疑問を感じますし実際のニーズとかけ離れていると思います。

緊急避妊薬を簡単に入手できると「性が乱れる」のではないかと懸念するという人がいますが一体それは何だろうと思います。性暴力や性犯罪のテキストブックのようなアダルト本・動画を量産する日本が緊急避妊薬の入手にハードルが高いことに悲しい気持ちを抱くのは私だけでしょうか。緊急避妊薬は妊娠する可能性のある女性が不安を抱えないようにするためにいつも簡単に手に入れたい薬です。性交から72時間以内と時間制限があるので「早く・近く・安く」が理想的です。先進国並みになるのはいつのことでしょう。性教育で「緊急避妊という方法があることを知っていてね。ただ病院に行く必要があります。1万円くらいかかります。」という講演スライドを使いますがこれが変えられる未来を見据えたいと思います。

【さくらこ提携病院・協力病院】 令和5(2023)年12月現在

提携病院	医療法人明日葉会 札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル

協力病院			
砂川市立病院	医療法人福住産科婦人科クリニック	札幌駅前樽見おしりとおなかクリニック	社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院
NTT東日本札幌病院	医療法人社団いちご会美加レディースクリニック	まいこクリニック	市立稚内病院
医療法人にしかわウイメンズヘルスクリニック	医療法人礼風会五輪橋マタニティクリニック	医療法人社団新開レディースクリニック	利尻島国保中央病院
のだレディースクリニック	医療法人社団ともこレディースクリニック	王子総合病院	やまかわウィメンズクリニック
医療法人社団みぶな会ひなたクリニック	医療法人はだ産婦人科クリニック	石田内科胃腸科	JA北海道厚生連 網走厚生病院
医療法人社団ゆほな会はやしたくみ女性クリニック	医療法人育愛会愛産婦人科	苫小牧市立病院	金川医院
響きの杜クリニック	医療法人社団手稲あけぼのレディースクリニック	函館中央病院	医療法人社団慶愛慶愛病院
たばた産婦人科クリニック	江別市立病院	秋山記念病院	社会福祉法人北海道社会事業協会帯広病院
医療法人社団モアナエムズレディースクリニック	医療法人社団プリモウイメンズクリニック	市立函館病院	くしろレディースクリニック
医療法人育愛会札幌東豊病院	市立千歳市民病院	医療法人社団産科婦人科白鳥クリニック	JA北海道厚生連 網走厚生病院
札幌白石産科婦人科病院	マミーズクリニックちとせ	湯の川女性クリニック	医療法人社団足立産婦人科クリニック
勤医協札幌病院	医療法人社団産婦人科・小児科クリニックリブ	八雲総合病院	市立根室病院
医療法人徳洲会札幌徳洲会病院	みよしレディースクリニック	えんどう桔梗マタニティクリニック	町立別海病院
KKR札幌医療センター	産婦人科吉尾病院	北海道立江差病院	
医療法人社団豊生会伏古レディースクリニック	市立札幌病院	医療法人社団健和会和田産婦人科医院	
医療法人社団EVEウィミンズクリニック	札幌なかまの杜クリニック	医療法人社団弘和会森産科婦人科病院	
医療法人社団青葉産婦人科クリニック	北仁会旭山病院	名寄市立総合病院	

提携病院、協力病院となっていただきました皆さまには、心より感謝申し上げます。引き続き協力病院を募集しておりますので、ご関心のある方は是非ゆいネット北海道までご連絡ください。
また、併せて、協力弁護士も募集しております。ご協力いただける弁護士の方は、理事長の須田までご連絡いただきますようお願い致します。

ゆいネット北海道の活動【令和５(2023)年1月～12月】

令和5(2023)年

1月　地域支援団体　研修及び連絡調整会議(帯広)
第56回さくらこ運営委員会

2月　地域支援団体　研修及び連絡調整会議(苫小牧・室蘭)
ゆいネット北海道理事会
第57回さくらこ運営委員会

3月　相談員対象　スーパーバイザー事例検討会
第58回さくらこ運営委員会
地域支援団体　研修及び連絡調整会議(北見)
地域支援団体　研修及び連絡調整会議(釧路)
相談員対象　AV法改正、DV、LGBT研修

4月　第59回さくらこ運営委員会
ゆいネット北海道理事会
相談員事例検討会

5月　祖談員対象研修　性被害事案に関する法律の基礎知識
警察学校講師派遣(性犯罪捜査専科・犯罪被害者専科)
ゆいネット北海道　第11回通常総会
第60回さくらこ運営委員会

6月　相談員対象研修　男性被害者・LGBTへの対応
要保護児童対策協議会代表者会議
地域支援団体　研修及び連絡調整会議(函館)

7月　第61回さくらこ運営委員会
性暴力被害者支援看護職(SANET)養成講座1回目(札幌医療リハビリ専門学校)
性暴力救援センター全国連絡会代表者会議
北・ほっかいどうカウンセラー養成講座(一級)講師派遣
地域支援団体　研修及び連絡調整会議(北見)
SNS相談

8月　第62回さくらこ運営委員会
江別市家庭問題研究会　講師派遣
相談員対象　スーパーバイザー事例検討会
札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会
有朋高校　性教育講師派遣
ゆいネット北海道理事会

9月　性暴力被害者支援看護職(SANET)養成講座2回目(札幌医科大学　教育研究棟)
地域支援団体　研修及び連絡調整会議(釧路)

10月　相談員対象　事例検討会
第63回さくらこ運営委員会
地域支援団体　研修及び連絡調整会議(苫小牧・室蘭)
地域支援団体　研修及び連絡調整会議(旭川)
札幌市・配偶者暴力相談関係職員研修　講師派遣
札幌医科大学　講師派遣
札幌市児童会館　性教育　講師派遣

11月　性暴力被害者支援看護職(SANET)養成講座3回目(札幌医療リハビリ専門学校)
北海道教育庁「学校における不祥事防止対策会議」に委員として出席
北見市主催　女性の人権講演会　講師派遣

12月　第64回さくらこ運営委員会
ゆいネット北海道理事会
地域支援団体　研修及び連絡調整会議(旭川)
SNS相談

今後の予定

2月　札幌高等裁判所・講師派遣「性犯罪被害者の置かれた立場、状況について」

SACRACH(さくらこ)を含めたゆいネット北海道の活動を応援してください！

以下の方法でご支援をいただけます。どうぞよろしくお願い致します。

正会員になる

・一緒に活動したいと思ってくださる方
・年会費5000円をお納めいただきます
・議決権がありますので、総会にご出席いただく必要があります
・会報やイベントのお知らせをお送りします。

賛助会員になる

・活動に参加したいわけではないが応援したいと思ってくださる方
・年会費5000円をお納めいただきます
・総会に出席する権利や議決権はありません。
・会報やイベントのお知らせをお送りします。

寄付をする

・金額は任意です。
・銀行振込の方
①ゆうちょ銀行　02700-4-98598　ゆいネット北海道
（他行から）二七九支店　当座　0098598
②北洋銀行北7条支店　普通3993540
トクヒ）ユイネットホッカイドウ
・クレジットカードの方
ゆいネット北海道のホームページからお申込みください。
VISA,MASTER,JCB,AMEX,ダイナースがご利用いただけます

SACRACH

ゆいネット北海道

特定非営利活動法人ゆいネット北海道
事務局：TEL・FAX　011-768-8600
HP：http://yuinet-hokkaido.com
HP：http://sacrach.jp